第7期介護保険事業計画の基本的考え方

1 計画の基本理念と平成37年(2025年)に向けた目標

本計画においては、介護保険制度の理念と、これまで培ってきた介護保険事業の継続性に基づき、「住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために」を引き続き基本理念として継承し、その実現を図るため、団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、計画を推進していきます。

【基本理念】

住み慣れた地域で、安心して、 心豊かに生活するために

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築の実現をめざしています。

一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保するうえでも、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。

図 地域包括ケアシステムのイメージ

日常生活圏域 在宅医療・介護連携の推進 ○連携のための課題の抽出や解決策を検討するための会議の開催 〇関係職種が相互に理解するための研修会の実施 〇地域における医療・介護等の事業所の把握や、マップの作成 〇在宅医療に関する地域住民への普及啓発 など 医療 介護 連携 介護保険サービスの質の向上 〇介護サービス事業者に対する指導監督 〇介護従事者の人材育成 など 通所・入所 通院・入院 住まい 介護保険制度の円滑な運営 認知症施策の推進 ○制度の普及啓発 〇在宅でのサービスや施設・居住系サービ スとのバランスの取れた基盤整備 ○認知症ケアパスの周知と活用に向け 〇介護給付費の適正化 など た取組み 〇認知症地域支援推進員の配置 など 高齢者 参加・利用 生活支援 介護予防 生活支援サービスの充実 一般介護予防事業の実施 老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO 等 〇支援を必要としている者を把握し、 〇介護事業者、NPOや民間企 介護予防・生活支援サービス事業の実施 介護予防活動につなげる 業、住民ボランティア等によ 〇介護予防活動の普及啓発 る地域のニーズに合った多様 な生活支援サービスの提供 〇生活支援コーディネーター 〇住民主体の介護予防活動の育成・支 援 など の配置 など 〇訪問型や通所型のサービス、配食などの生活支 援サービスのケアマネジメント ○身近な場所における健康づくりのための体操や 介護予防の啓発のための講話の実施 など

地域ケア会議の推進

- 〇医療と介護、地域とのネットワー クの構築
- 〇地域における課題の発見や、課題 解決への取組みの実践 など

地域包括支援センター

地域包括支援センターの 機能強化

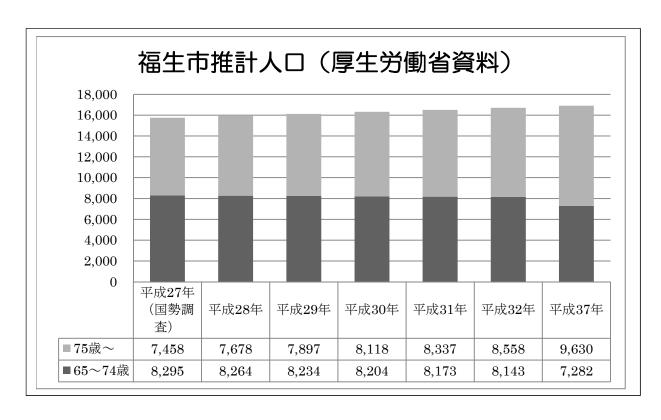
- 〇新たな施策への対応
- 〇総合相談窓口としての職員の資質向上 を始めとした体制の強化 など

3 策定にあたっての現状

(1) 高齢者人口の推移と推計

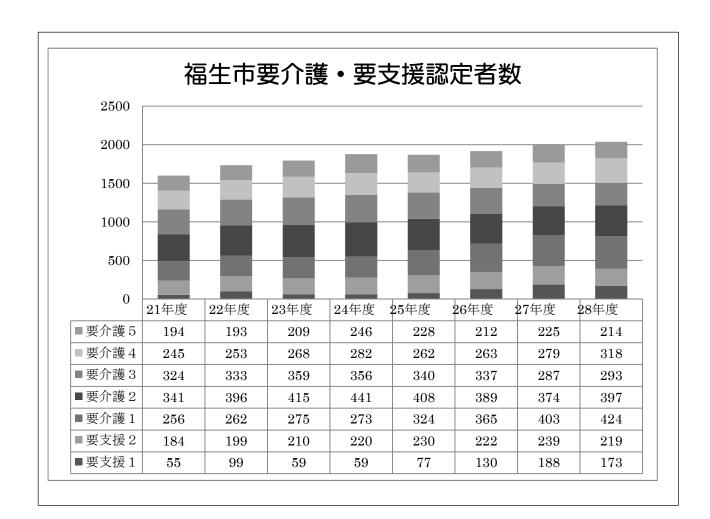
高齢者(65歳以上)は年々増加し、平成29年4月1日現在で14,606人、高齢化率は24.9%※となっています。このまま推移した場合、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)には高齢者は16,912人に増加し、高齢化率も31.8%まで上昇する予想です。また、平成30年推計人口では、75歳以上の高齢者数が75歳未満の高齢者数を上回ると予想されます。

※下表は厚生労働省が平成27年の国勢調査から推計した人口で、住民基本台帳とは一致しません。



(2) 要介護・要支援認定者数の推移

平成 29 年 3 月末時点の要介護・要支援認定者数は 2,038 人であり、平成 21 年度の約 1.3 倍に増加しています。認定率(第 1 号被保険者に占める認定者数の割合)はほぼ横ばいで推移しており、平成 28 年度では 14.0%となっています。



4 第7期介護保険事業(支援)計画に関する基本指針(案)

(1) 基本指針とは

介護保険法において、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。都道府県及び市町村は、この基本指針に即して3年を一期とする介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

(2) 第7期基本指針のポイント

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等と整合性の確保
- 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備

5 第7期介護保険事業計画における市の取組の方向性

第7期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの深化と推進に向け、更に具体的な取組を進める必要があることから、本市の実情を踏まえ「団塊の世代」が 75歳以上となる平成 37 年を見据え、次の事項に取り組みます。

(1)地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた体制整備

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの深化と推進をめざします。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関として期待されて おり、地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、効果的かつ効率的な運営を 行います。

また、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを 一体的に提供するため、地域における医療・介護の連携を進めるとともに、在宅医療 の一層の充実を図っていきます。

(2) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

高齢者の日常生活を支援するために、多様な主体による、地域の支え合いを通じた 生活支援や見守り等のサービスの提供体制を充実します。

また、支援の担い手の発掘・養成やそのネットワーク化等を行うコーディネート機能を充実させ、支え合いの地域づくりを進めていきます。

また、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、 認知症を早期発見・診断・対応していく体制の強化など、医療・介護など地域の連携 のもとで総合的な認知症施策を推進します。

(3) 市民参加と利用者の保護

介護保険制度が円滑に実施されるために、市民に信頼される、透明で開かれた事業 運営を図るとともに、介護保険制度や各種サービス、相談窓口等の情報提供の充実を 図り、必要な支援が必要な時に活用できるよう努めます。

また、低所得者の方の負担を軽減するために、保険料多段階設定、公費負担による 保険料の軽減や、利用者負担が高額な方を対象とした特定入所者介護サービス費、高 額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費などにより軽減を実施します。

(4) サービス提供体制の充実と介護給付の適正化

高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの計画的な整備を進め、介護サービスの円滑な提供を図るとともに、住み慣れた地域で、日常生活の支援や保健・医療・介護サービスを利用しながら暮らし続けることのできる居住の場の整備を図っていきます。

また、良質なサービスの提供が可能となるよう、福祉人材の育成や支援を行い、介護サービス事業者への指導検査等、サービスの質の向上のための取組にも力を入れていくとともに、サービスが適切に利用できるよう、情報提供・相談体制の充実も図ります。